

〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 仁愛会
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市東千石町4番13号
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 昭和28年5月29日
- (4) 設立登記年月日 昭和28年6月 1日
- (5) 役員及び評議員

| | 氏 名 | 備 考 |
|-------|-----|-----|
| 理 事 長 | | |
| 理 事 | | |
| 同 | | |
| 同 | | |
| 同 | | |
| 同 | | |
| 同 | | |
| 監 事 | | |
| 同 | | |
| 評 議 員 | | |
| 同 | | |
| 同 | | |

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

| 種類 | 施設の名称 | 開設場所 | 許可病床数 |
|----------|----------|---------------------|----------------------|
| 病院 | 嶺元病院 | 鹿児島県鹿児島市東千石町4番13号 | 一般病床 40床 |
| 病院 | 仁愛会病院 | 鹿児島県鹿児島市南栄5丁目10番19号 | 一般病床 40床 療養病床 32床 |
| 病院 | 花倉病院 | 鹿児島県鹿児島市吉野町5147番地 | 精神病床 154床 |
| 診療所 | 仁愛会クリニック | 鹿児島県鹿児島市新栄町2番1号 | |
| 介護老人保健施設 | 該当なし | | |
| 介護医療院 | 該当なし | | |

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

| 種類又は事業名 | 実施場所 | 備考 |
|----------------------------|--------------------|-------------------------------|
| 障害者福祉サービス事業 (共同生活援助事業) | 鹿児島県鹿児島市吉野町5147番地 | ジャンプ 大明丘寮 帯迫寮 なごみ寮 菜の花寮 |
| 障害者福祉サービス事業 (就労継続援助事業) | 鹿児島県鹿児島市吉野町5147番地 | 花倉工房 ワークショップ花棚 |
| 認知症対応型共同生活介護事業 (介護保険事業) | 鹿児島県鹿児島市吉野町5221番地 | 笑憩の里 |
| 有料老人ホーム | 鹿児島県鹿児島市新栄町2-7 | 悠友 |
| 指定居宅介護支援事業 | 鹿児島県鹿児島市南栄5丁目10-19 | 仁愛会病院 |
| 訪問介護事業 | | |
| 一般相談支援事業 特定相談支援事業 | 鹿児島県鹿児島市吉野町5147番地 | きらめき |

| | | |
|-----------------------|-----------------|----------------|
| 疾病予防運動施設 | 鹿児島県鹿児島市新栄町2番7号 | メディカルフィットネスラルゴ |
| 栄養・食事の管理が必要と認める患者への配食 | | |
| 地域密着型通所介護事業 | 鹿児島県鹿児島市新栄町2-7 | デイサービス悠友 |
| 介護保険法に基づく第1号通所介護 | 鹿児島県鹿児島市新栄町2-7 | デイサービス悠友 |

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

| 種 類 | 実 施 場 所 | 備 考 |
|------|---------|-----|
| 該当なし | | |

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年 5月24日 社員総会 令和3年度決算の確定・令和4年度事業計画策定
 令和4年 5月31日 理事会 令和3年度決算の確定・令和4年度事業計画策定
 令和4年 12月7日 理事会 上半期職務執行状況報告
 令和5年 1月 6日 理事会 医師の年休制について
 令和5年 3月28日 社員総会 令和5年度事業計画案・収支予算案
 令和5年 3月29日 理事会 令和5年度事業計画案・収支予算案

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を

継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
該当なし

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
該当なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

- (9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人 仁愛会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市東千石町4番13号

財 産 目 録
(令和 5 年 3 月 31 日現在)

| | |
|---------|--------------|
| 1. 純資産額 | 2,651,374 千円 |
| 2. 負債額 | 1,653,504 千円 |
| 3. 純資産額 | 997,870 千円 |

(内 訳)

(単位：千円)

| 区 分 | 金 額 |
|--------------|-----------|
| A 流動資産 | 473,010 |
| B 固定資産 | 2,178,364 |
| C 資産合計 (A+B) | 2,651,374 |
| D 負債合計 | 1,653,504 |
| E 純資産 (C-D) | 997,870 |

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 仁愛会

所在地 鹿児島市東千石町4番13号

貸借対照表
(令和 5 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|----------------|-----------|--------------------|-----------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| I 流動資産 | 473,010 | I 流動負債 | 277,639 |
| 現金及び預金 | 134,100 | 支払手形 | 0 |
| 事業未収金 | 300,198 | 買掛金 | 45,495 |
| 有価証券 | 0 | 短期借入金 | 114,500 |
| たな卸資産 | 9,335 | 未払金 | 6,908 |
| 前渡金 | 0 | 未払費用 | 34,562 |
| 前払費用 | 12,520 | 未払法人税等 | 6,377 |
| 繰延税金資産 | 13,000 | 未払消費税等 | 155 |
| その他の流動資産 | 3,857 | 繰延税金負債 | 0 |
| II 固定資産 | 2,178,364 | 前受金 | 1,413 |
| 1 有形固定資産 | 1,912,419 | 預り金 | 32,873 |
| 建物 | 1,135,493 | 前受収益 | 0 |
| 構築物 | 20,740 | 賞与引当金 | 35,240 |
| 医療用器械備品 | 1,898 | その他の流動負債 | 116 |
| その他の器械備品 | 55,796 | II 固定負債 | 1,375,865 |
| 車両及び船舶 | 1,427 | 医療機関債 | 0 |
| 土地 | 688,322 | 長期借入金 | 1,125,035 |
| 建設仮勘定 | | 繰延税金負債 | 0 |
| その他の有形固定資産 | 8,743 | 退職給付引当金 | 250,830 |
| 2 無形固定資産 | 63,305 | その他の固定負債 | 0 |
| 借地権 | 0 | 負債合計 | 1,653,504 |
| ソフトウェア | 62,317 | 純資産の部 | |
| その他の無形固定資産 | 988 | 科 目 | 金 額 |
| 3 その他の資産 | 202,640 | I 出資金 | 2,034 |
| 有価証券 | 2,301 | II 資本剰余金 | 0 |
| 長期貸付金 | 0 | III 利益剰余金 | 995,836 |
| 役員等長期貸付金 | 0 | 別途積立金 | 6,500 |
| 長期前払費用 | 0 | 繰越利益剰余金 | 989,336 |
| 繰延税金資産 | 77,500 | IV 評価・換算差額等 | 0 |
| その他の固定資産 | 122,839 | 其他有価証券評価差額金 | 0 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 0 |
| 資産合計 | 2,651,374 | 純資産合計 | 997,870 |
| | | 負債・純資産合計 | 2,651,374 |

(注) 1.表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2.社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3.経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替え基金の科目を削除すること。

※医療法人整理番号

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

法人名 医療法人 仁愛会
 所在地 鹿児島市東千石町4番13号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1)法人である関係事業者

| 種類 | 名称 | 所在地 | 総資産額 (千円) | 事業の内容 | 関係事業者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|------|----|-----|--------------|-------|---------------|-------|--------------|----|--------------|
| 該当なし | | | | | | | | | |

(取引条件および取引条件決定方針等)

(1)個人である関係事業者

| 種類 | 氏名 | 職業 | 関係事業者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|------|----|----|---------------|-------|--------------|----|--------------|
| 該当なし | | | | | | | |

(取引条件および取引条件決定方針等)

(注) 1. 不動産の賃料は、近隣相場を参考に決定している。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 仁愛会
理事長 崎元 芳大 殿

私は、医療法人 仁愛会の令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)の財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施致しました。

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

令和 5 年 5 月 30 日
医療法人 仁愛会

監 事 迫 貞義